

平 18. 5. 23
総 4 5 - 1
基礎小 54- 1

資 料

（ 相続税 ・ 贈与税 ）

目 次

・ 国税収入に占める相続税収の割合の推移	1
・ 相続税の仕組み	2
・ 相続税の課税方式の類型	3
・ 相続税の課税方式の概念図	4
・ 最近における相続税の主な改正	5
・ 相続税の課税状況の推移	6
・ 相続税の課税価格階級別の課税状況等（平成16年分）	7
・ 相続財産種類別内訳（平成16年分）	8
・ 地価公示価格指数（58年＝100）と相続税の主な改正	9
・ 相続税負担の推移（東京都区部のケース）	10
・ 主要諸外国における相続税の概要（未定稿）	11
・ 主要諸外国の相続税の負担率	12
・ 相続税に係る諸控除等	13
・ 事業承継の円滑化に資する措置	15
・ 相続税の納付の方法	16
・ 物納制度の見直し（ポイント）〔平成18年度改正〕	17
・ 贈与税（暦年課税）の仕組み	18
・ 贈与税の課税状況の推移	19
・ 相続時精算課税制度（平成15年度創設）	20
・ 平成17年分贈与税における相続時精算課税制度の活用状況（見込み）	21
・ 家計資産残高等の推移	22
・ 世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産額（二人以上の世帯・全世帯）	23

国税収入に占める相続税収の割合の推移

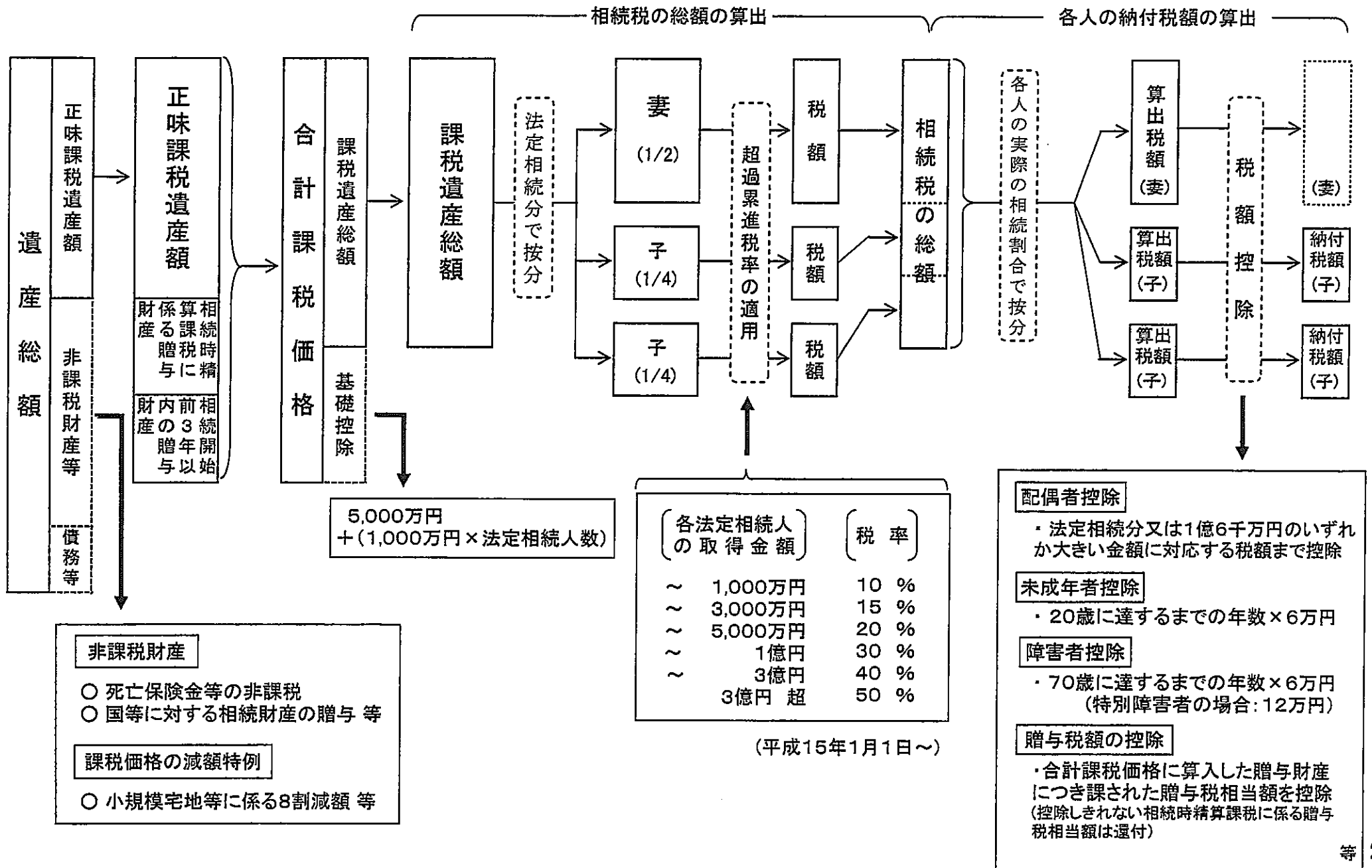
年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	58	323,583	7,861	2.4
	59	349,084	8,773	2.5
	60	381,988	10,613	2.8
	61	418,768	13,966	3.3
	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	479,481	16,745	3.5
	14	438,332	14,529	3.3
	15	432,824	14,425	3.3
	16	455,890	14,465	3.2
	17	470,420	14,970	3.2
	18	458,780	13,800	3.0

(注1)「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

(注2) 平成16年度までは決算額、平成17年度は補正後予算額、平成18年度は当初予算額である。

(相続人が配偶者+子2人の場合)

相続税の仕組み

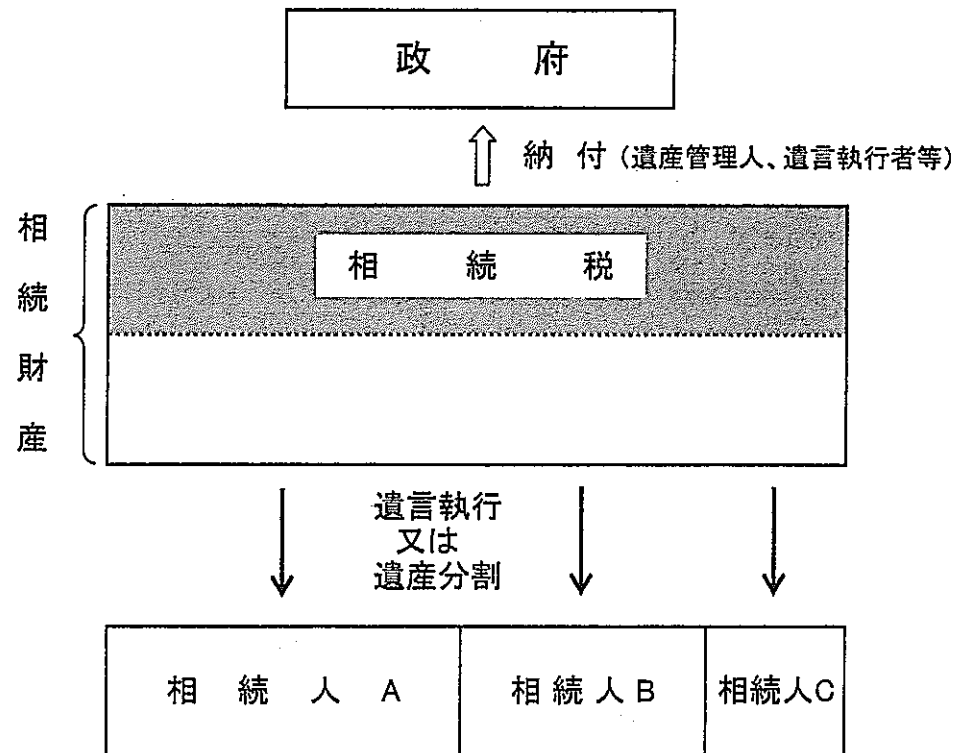


相続税の課税方式の類型

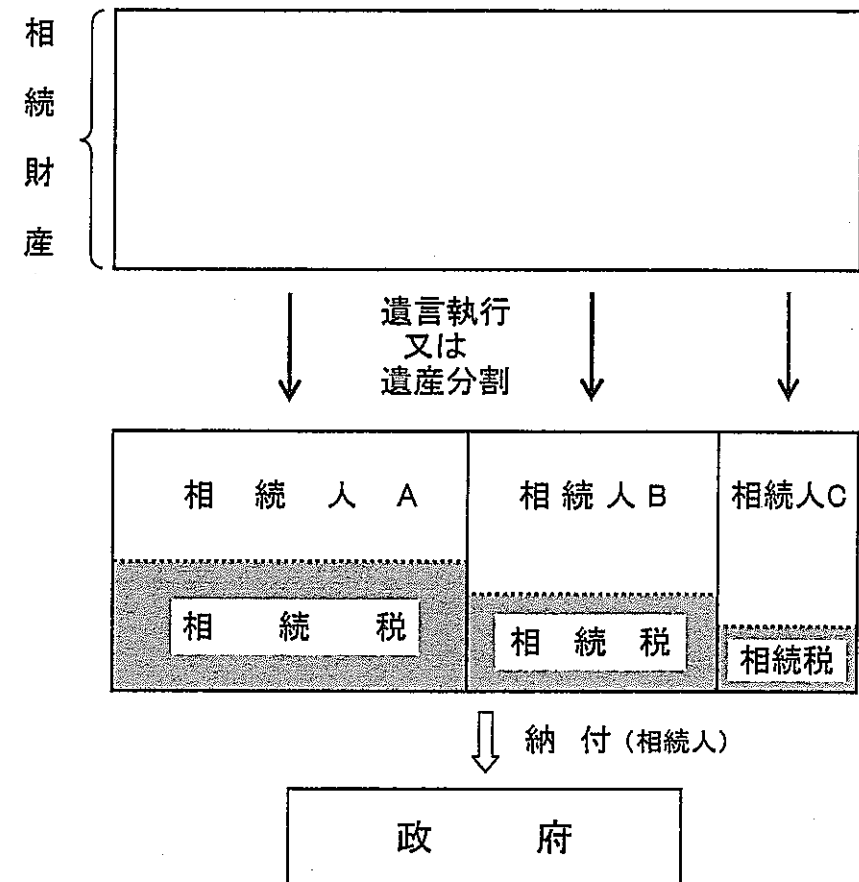
課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	併用方式
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス	日本
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方
特色	① 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 ② 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。	① 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 ② 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる(※)。 (※) 例えば、相続人が多く、かつ均分で相続する場合の方が、そうでない場合よりも税負担の総額は低くなる。	それぞれの方式の長所を採り入れているが、制度がやや複雑である。

相続税の課税方式の概念図

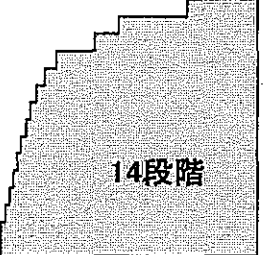
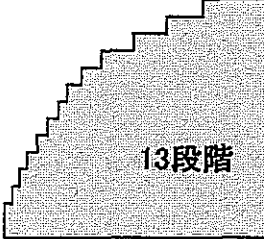
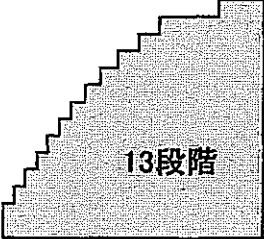
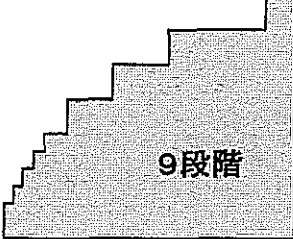
(1) 遺産課税方式(米・英)



(2) 遺産取得課税方式(日・独・仏)



最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税 率 構 造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3, 600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7, 200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8, 600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9, 000万円)	同 左 〔相続時精算課税 制度の創設〕
配偶者に対する相続 税額の軽減措置 (最低保障額)	4, 000万円	8, 000万円	同 左	1億6, 000万円	同 左
小規模宅地等の 課税の特例 (減額割合)	事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 80% 特定居住用等 上記以外 50%	同 左
上記の改正による 相続税の減収額 (平年度分)	—	△ 6, 270億円	△ 5, 680億円	△ 3, 220億円	△ 1, 120億円 〔外 相続時精算課税制度 の創設等 △420億円〕

(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 配偶者に対する相続税額の軽減措置は、配偶者の法定相続分(昭和63年12月改正前は遺産の2分の1)又は最低保障額のうちいずれか大きい金額に対応する税額まで控除するものである。

相 続 税 の 課 税 状 況 の 推 移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)／(a) %	被 相 続 人 1 人 当 たり 法定相続人数	合 計 額 (c)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	納付税額 (d)	被 相 続 人 1 人 当 たり 金 額	(d)／(c) %
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.05	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3
13	970,331	46,012	4.7	3.52	117,035	25,435.7	14,771	3,210.2	12.6
14	982,379	44,370	4.5	3.46	106,397	23,979.4	12,863	2,899.0	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	3.40	103,582	23,309.4	11,263	2,534.6	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	3.35	98,618	22,677.0	10,651	2,449.1	10.8

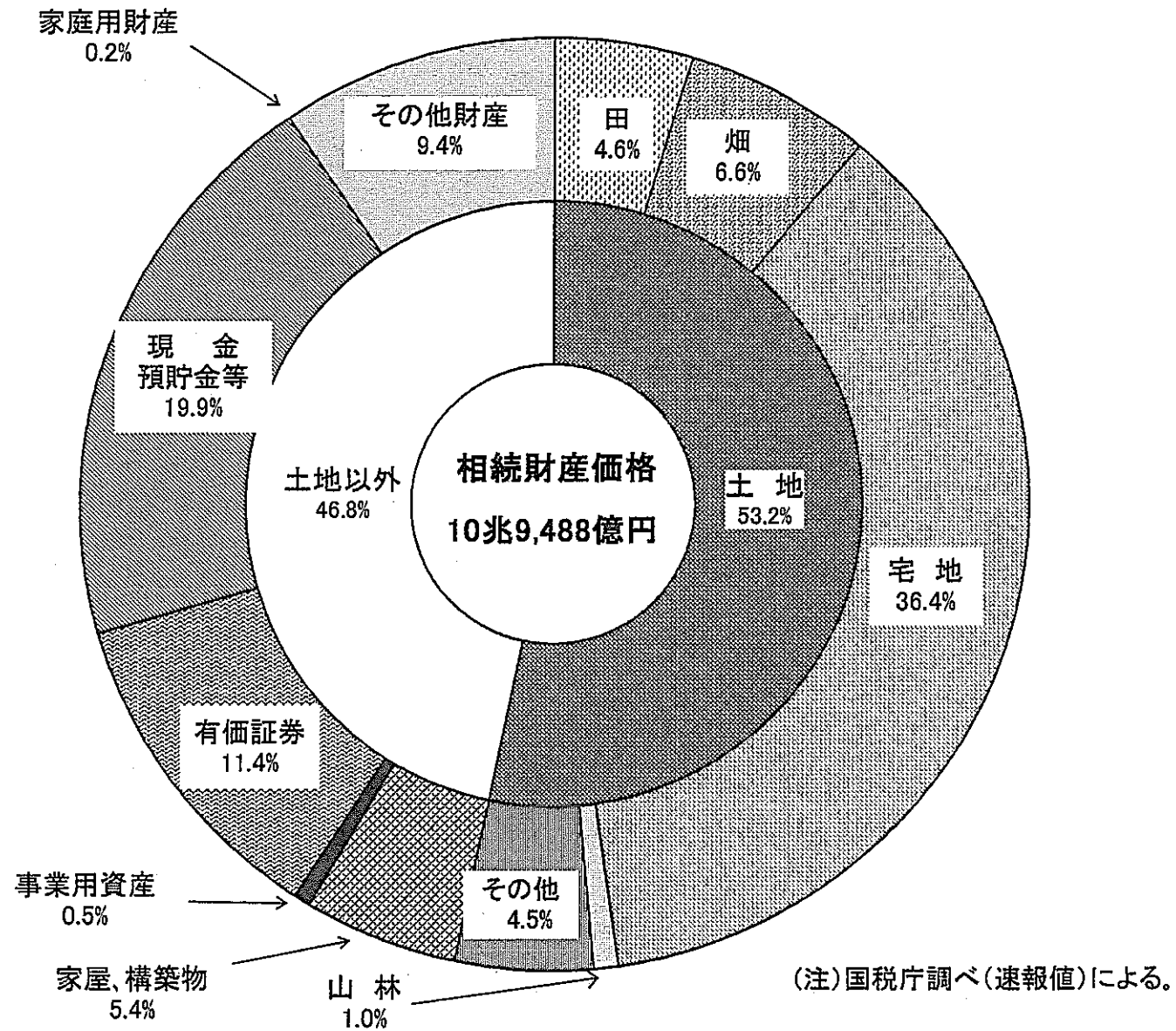
(備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
2. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
3. “合計課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

相続税の課税価格階級別の課税状況等(平成16年分)

課税価格 階級区分	件 数		納 付 税 額		平 均 課税価格 (a)	平 均 納付税額 (b)	負担率 (b)／(a)
	件 数	累積割合	税 額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～ 1億円	8,678	20.0	102	1.0	8,495	118	1.4
～ 2億円	20,706	67.6	1,064	11.0	13,981	514	3.7
～ 3億円	6,672	82.9	1,234	22.6	24,264	1,850	7.6
～ 5億円	4,377	93.0	2,043	41.8	37,901	4,668	12.3
～ 7億円	1,468	96.4	1,417	55.1	58,577	9,649	16.5
～ 10億円	832	98.3	1,301	67.3	82,312	15,632	19.0
～ 20億円	614	99.7	1,840	84.6	132,939	29,961	22.5
20億円超	141	100.0	1,640	100.0	411,590	116,338	28.3
合 計	43,488		10,641		22,653	2,447	10.8

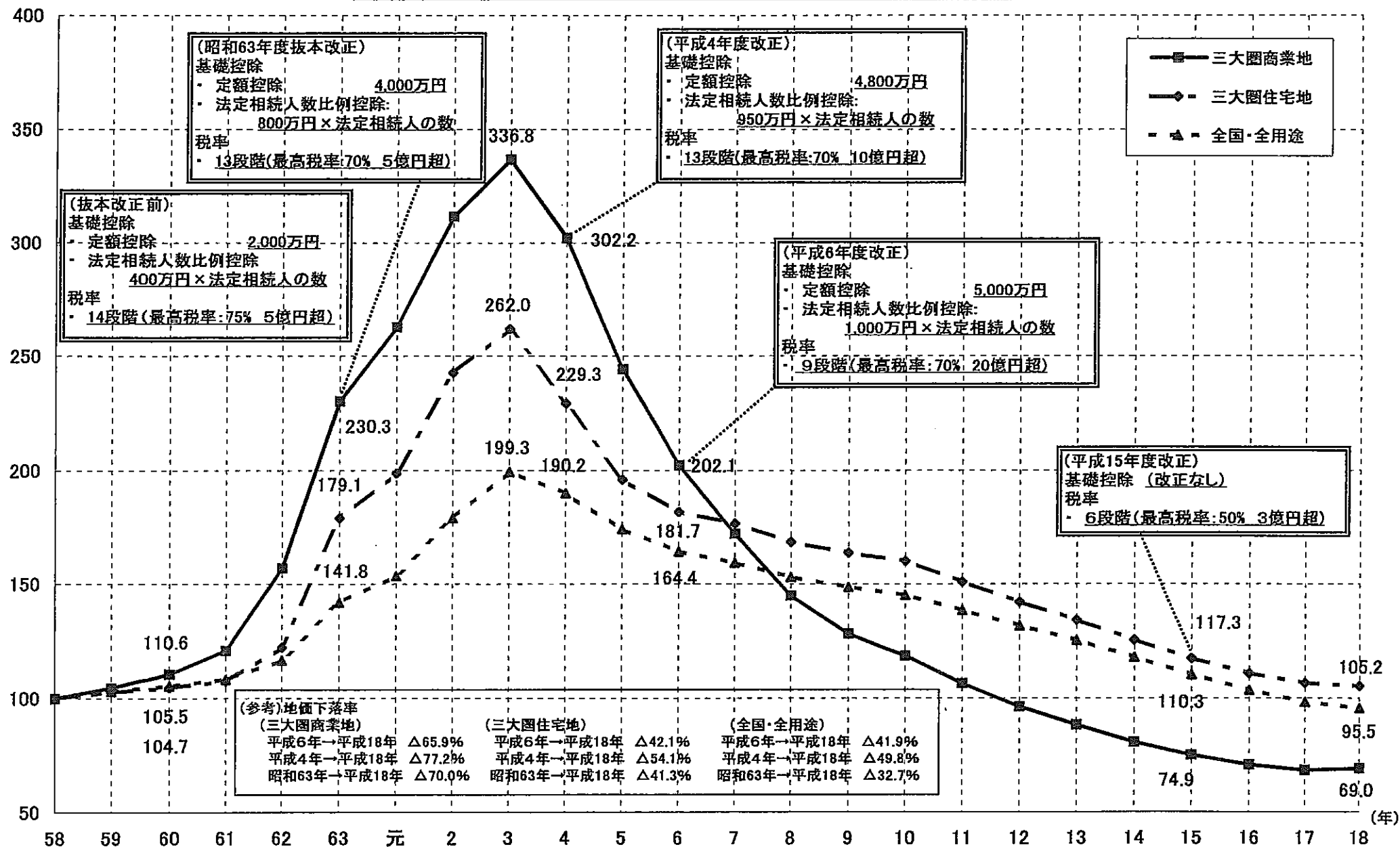
(備考) 1. 国税庁調べ(速報値)による。
2. 当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。

相続財産種類別内訳（平成16年分）



(指数)

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正



相続税負担の推移（東京都区部のケース）

商業地の場合

- ・所在地：千代田区外神田三丁目
- ・相続財産：事業用土地200㎡、その他財産1億円（平成16年課税実績を踏まえ推計）
- ・相続人：配偶者＋子3人（法定相続分で相続）

	〔昭和58年〕		〔平成3年〕		〔平成17年〕
相続税額：	2,176 万円	→ (約 8 倍)	1億 7,701 万円	→ (約 51分の1)	347 万円
路線価：	68 万円/㎡	→ (約 14 倍)	932 万円/㎡	→ (約 8分の1)	124 万円/㎡

住宅地の場合

- ・所在地：世田谷区成城六丁目
- ・相続財産：住宅用土地200㎡、その他財産1億円（平成16年課税実績を踏まえ推計）
- ・相続人：配偶者＋子3人（法定相続分で相続）

	〔昭和58年〕		〔平成3年〕		〔平成17年〕
相続税額：	1,286 万円	→ (約 2 倍)	2,498 万円	→ (約 15分の1)	165 万円
路線価：	25 万円/㎡	→ (約 6 倍)	152 万円/㎡	→ (約 3分の1)	51 万円/㎡

主要諸外国における相続税の概要(未定稿)

(2006年1月現在)

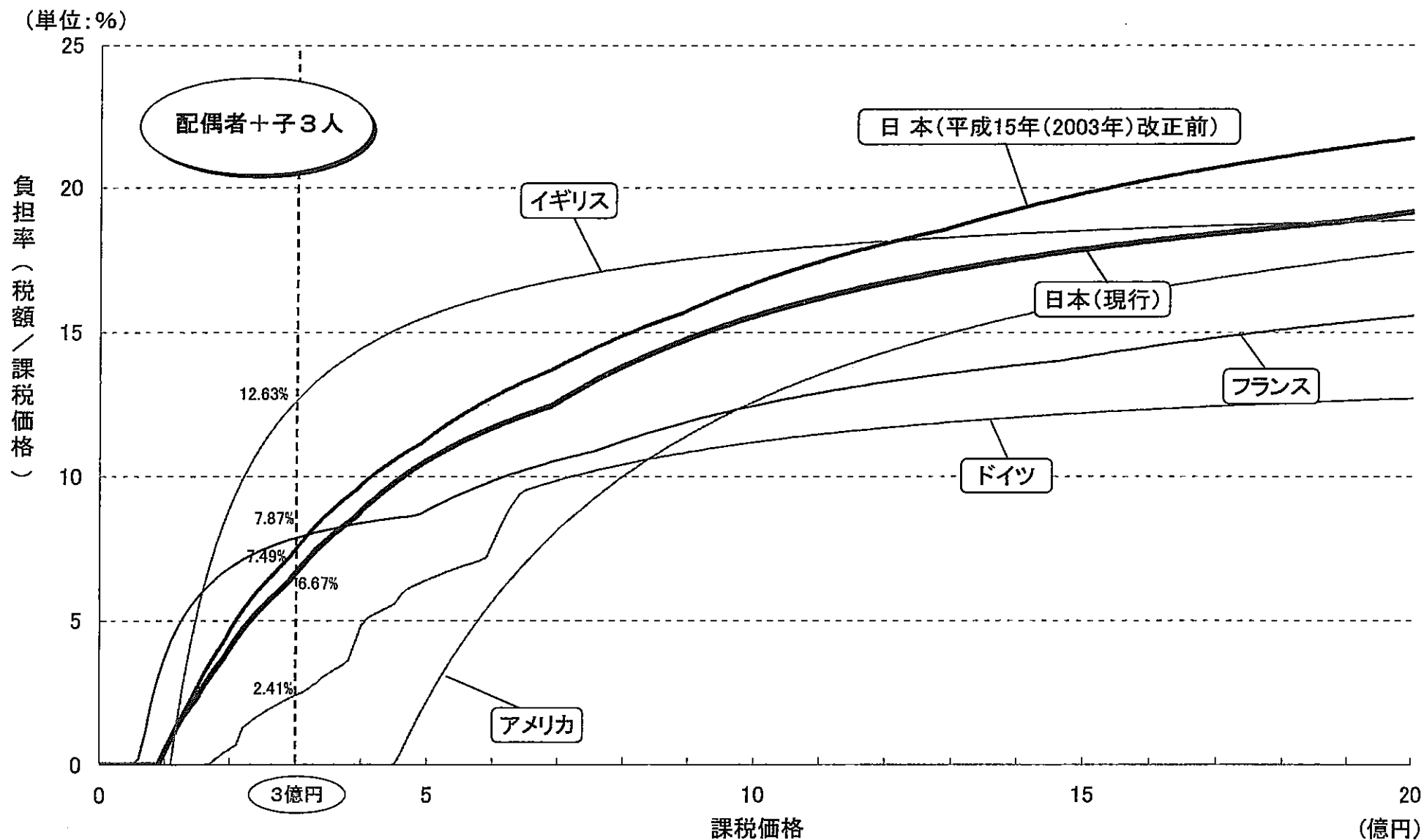
区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 方 式	遺産取得課税方式 (法定相続分課税)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40%	① 7%	5% (注) 続柄の親疎によ り6種類の税率 表がある。 (最高税率60%)
最 高 税 率	50%	46%		② 30%	40%
				③ 12%	
				17%	
税率の刻み数	6	15	1	7	7
課 税 最 低 限 (配偶者+子3人)	9,000万円	4億5,200万円	1億1,105万円	1億6,851万円	5,480万円
課 税 割 合	4.2%	1.4%	4.5%	14.6%	27.3%
負 担 割 合	10.8%	17.9%	17.3%	18.4%	n.a.
(参考)租税負担率	22.6%	23.1%	36.9%	28.6%	36.4%
うち相続税	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%

(備考)

- 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- アメリカには基礎控除はなく、「課税最低限」は課税遺産額にして200万ドルまでのブラケットの税額の合計額を差し引く控除(tax credit)に基づく。これは、2001年ブッシュ減税による最高税率の引下げと当該控除の拡大の段階的な実施によるものである。なお、2010年に遺産税は廃止されるが、サンセット条項により2011年に復活する。
- ドイツの税率は、それぞれ①は配偶者及び子女等、②は兄弟姉妹等、③はその他の税率により、フランスの税率は、配偶者及び直系血族の税率によった。
- 課税最低限は、配偶者が遺産の1/2、子3人が残りの資産を均等に取得した場合の額である。
- フランスでは、夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、遺産に含めている。なお、配偶者が特に相続する場合は、課税される。また、ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の1/2としている)。
- 課税割合は、死亡者数に占める課税件数の割合であり、負担割合は、課税価格総計に占める納付税額の割合である。日本は2004年(暦年)、アメリカ・ドイツは2002年(暦年)、フランスは2001年(暦年)の計数である。イギリスの課税割合の分母である死亡者数は2002年(暦年)、分子である課税件数は2002年度(4月/3月)の計数である。
- 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
- 諸外国の課税割合、負担割合のデータは各国資料による。日本の租税負担率は2004年、諸外国の租税負担率はOECD "Revenue Statistics 1965-2004"及び同 "National Accounts 1992-2003"による2003年の計数である。

主要諸外国の相続税の負担率

(2006年1月現在)



(注1) 配偶者が遺産の半分、子が残りの遺産を均等に取得した場合である。

(注2) フランスでは夫婦の財産は原則として共有財産となり、配偶者の持分は相続の対象ではないが、比較便宜のため、課税価格に含めている。

(注3) ドイツでは、死亡配偶者の婚姻後における財産の増加分が生存配偶者のそれを上回る場合、生存配偶者はその差額の1/2相当額が非課税になる(ここでは、配偶者相続分の1/2としている)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

相続税に係る諸控除等

〔 1. 課税対象財産 〕

死亡保険金に係る非課税制度

「500万円×法定相続人の数」に相当する金額を限度に非課税

死亡退職金に係る非課税制度

「500万円×法定相続人の数」に相当する金額を限度に非課税

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

次の宅地等の課税価格を減額

- ・ 事業用の宅地等(事業継続：400㎡まで▲80%、その他：200㎡まで▲50%)
- ・ 居住用の宅地等(居住継続：240㎡まで▲80%、その他：200㎡まで▲50%)

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例

- ・ 一定の中小同族法人の株式等（発行済株式等の2/3以下で、かつ、限度額10億円）の課税価格を減額(▲10%)
- ・ 森林施業計画に基づき施業されている山林(林地及び立木)の課税価格を減額(▲5%)

国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等

申告期限までに国等に贈与した相続財産については相続税を課税しない

〔 2. 税額控除 〕

配偶者に対する相続税額の軽減

法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除

未成年者控除

「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除

障害者控除

「70歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者の場合：12万円）」を控除

相次相続控除

相続の開始前10年以内に2回以上相続があった場合には、被相続人が納付した相続税額のうち一定額を控除

〔 3. その他 〕

農地等についての相続税の納税猶予等

- ・農地等の相続人の農業継続を条件に、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税を猶予
- ・猶予を受けた相続人が死亡した場合等には、その相続税を免除

事業承継の円滑化に資する措置

1 相続税の税率構造の見直し(平成15年度改正)

最高税率を50%(改正前70%)に引き下げるとともに、税率の累進度を緩和。

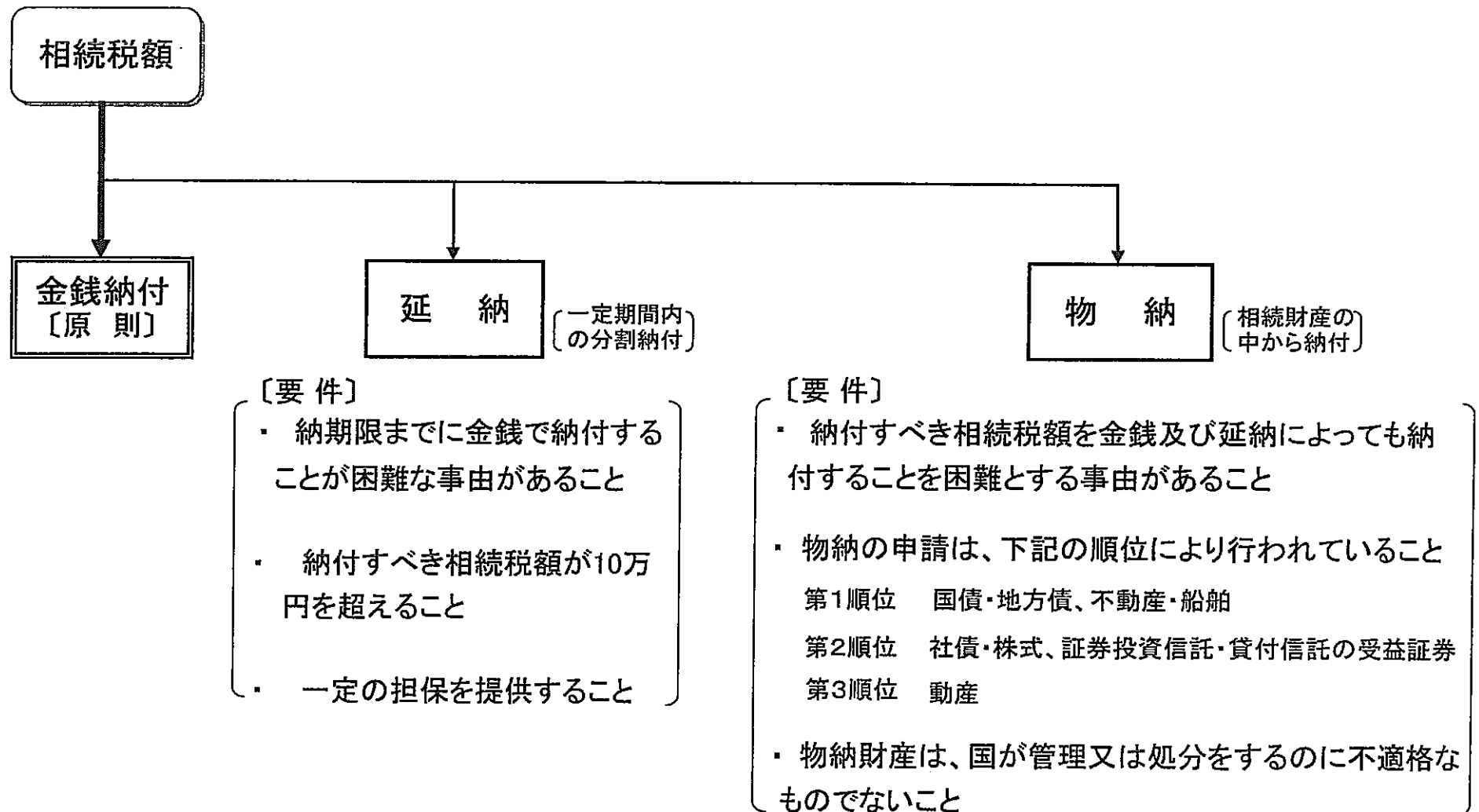
2 相続時精算課税制度(平成15年度創設)

相続時の精算を前提に、将来相続関係に入る親子間の贈与について、贈与税を軽減・簡素化。

3 相続税の課税価格の計算の特例

- 小規模宅地等 : 次の宅地等の課税価格を減額(昭和58年度創設)
 - ・ 事業用の宅地等
(事業継続:400㎡まで▲80%、その他:200㎡まで▲50%)
 - ・ 居住用の宅地等
(居住継続:240㎡まで▲80%、その他:200㎡まで▲50%)
- 取引相場のない株式等 : 次の株式等の課税価格を減額(▲10%)(平成14年度創設)
 - ・ 一定の中小同族会社株式等
(発行済株式総数の2/3以内で、かつ、限度額:10億円)
- 山林(林地及び立木) : 次の山林の課税価格を減額(▲5%)(平成14年度創設)
 - ・ 森林施業計画に基づき施業されている林地及び立木

相続税の納付の方法



※ 物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額（相続税評価額）による。

物納制度の見直し(ポイント)[平成18年度改正]

○ 物納許可基準を明確化し、円滑な物納を可能にする

- 物納不適格財産を法令で限定・明確化

⇒ この結果、従来、物納不適格とされる場合もあった非上場株や市街化調整区域内の農地・山林についても、所要の要件を満たせば物納が可能となる。

(注) 市街化調整区域内の農地・山林等、処分(換価)しにくい財産は物納劣後財産とされ、他に売却し易い不動産がない場合に限り物納が可能となる。

○ 物納手続の迅速化・明確化を図る

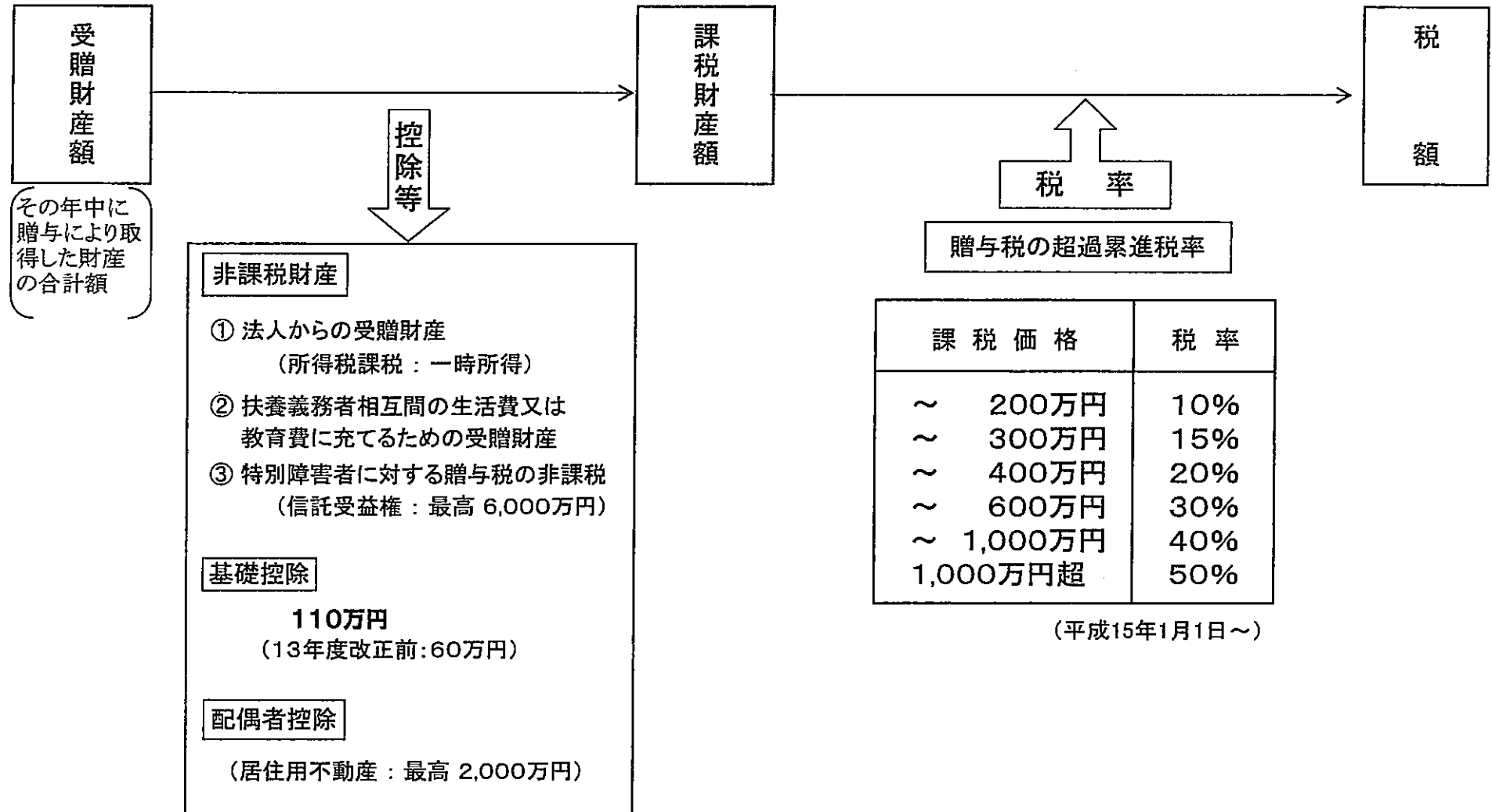
- 物納の許可に係る審査期間(原則3ヶ月以内)の法定
- 物納手続に必要な書類の明確化及び提出期限の法定
- 納税者による書類提出期限の延長手続(最長1年間)の整備
- 補正手続その他の手続の整備

○ その他納税者の利便の向上等を図る

- 延納中に延納困難となった場合に物納を認める制度の創設
- 物納に係る利子税の整備 等

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

贈与税(暦年課税)の仕組み



(注) 平成15年度税制改正において「相続時精算課税制度」が導入され、暦年課税との選択制が採られている。

贈与税の課税状況の推移

区 分 年 分	件 数 (A)	取得財産価額		贈与税額		
		合計額 (B)	1件当たり 金 額	納付税額 (C)	1件当たり 金 額	(C)/(B)
	件	億円	万円	億円	万円	%
昭和58	320,451	6,649	207.5	703	22.0	10.6
59	368,661	8,111	220.0	776	21.0	9.6
60	400,326	8,685	217.0	788	19.7	9.1
61	420,442	9,606	228.5	1,065	25.3	11.1
62	505,667	14,185	280.5	1,809	35.8	12.8
63	459,789	11,098	241.4	1,285	28.0	11.6
平成元	527,756	21,421	405.9	2,926	55.4	13.7
2	583,693	25,684	440.0	3,430	58.8	13.4
3	573,155	20,593	359.3	2,392	41.7	11.6
4	541,503	16,471	304.2	1,619	29.9	9.8
5	554,696	17,484	315.2	1,598	28.8	9.1
6	529,657	15,266	288.2	1,312	24.8	8.6
7	520,701	14,570	279.8	1,241	23.8	8.5
8	512,070	14,586	284.9	1,335	26.1	9.1
9	486,958	14,129	290.2	1,299	26.7	9.2
10	455,118	13,010	285.9	1,166	25.6	9.0
11	445,132	12,942	290.8	1,143	25.7	8.8
12	414,828	11,974	288.6	955	23.0	8.0
13	376,198	13,457	357.7	811	21.6	6.0
14	360,594	12,685	351.8	692	19.2	5.5
15	403,651	23,081	571.8	877	21.7	3.8
	内 暦 327,144	11,468	350.6	671	20.5	5.9
	精 78,202	11,613	1,485.0	206	26.4	1.8
16	403,814	23,101	572.1	966	23.9	4.2
	内 暦 322,282	11,070	343.5	722	22.4	6.5
	精 83,690	12,030	1,437.5	244	29.2	2.0

- (備考) 1. この表の計数は、「国税庁統計年報書」による。
2. 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数である。
3. 贈与税額には、納税猶予適用分を含まない。
4. 平成15・16年分の内書の、「暦」は暦年課税分に係る計数であり、「精」は相続時精算課税分に係る計数である。

相続時精算課税制度（平成15年度創設）

1 適用対象者

- ・ 贈与者は、満65歳以上の親
- ・ 受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

2 適用手続

- ・ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署へ本制度を選択する旨を届出
- ・ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- ・ ①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

3 適用対象となる贈与財産等

- ・ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。

4 税額の計算等

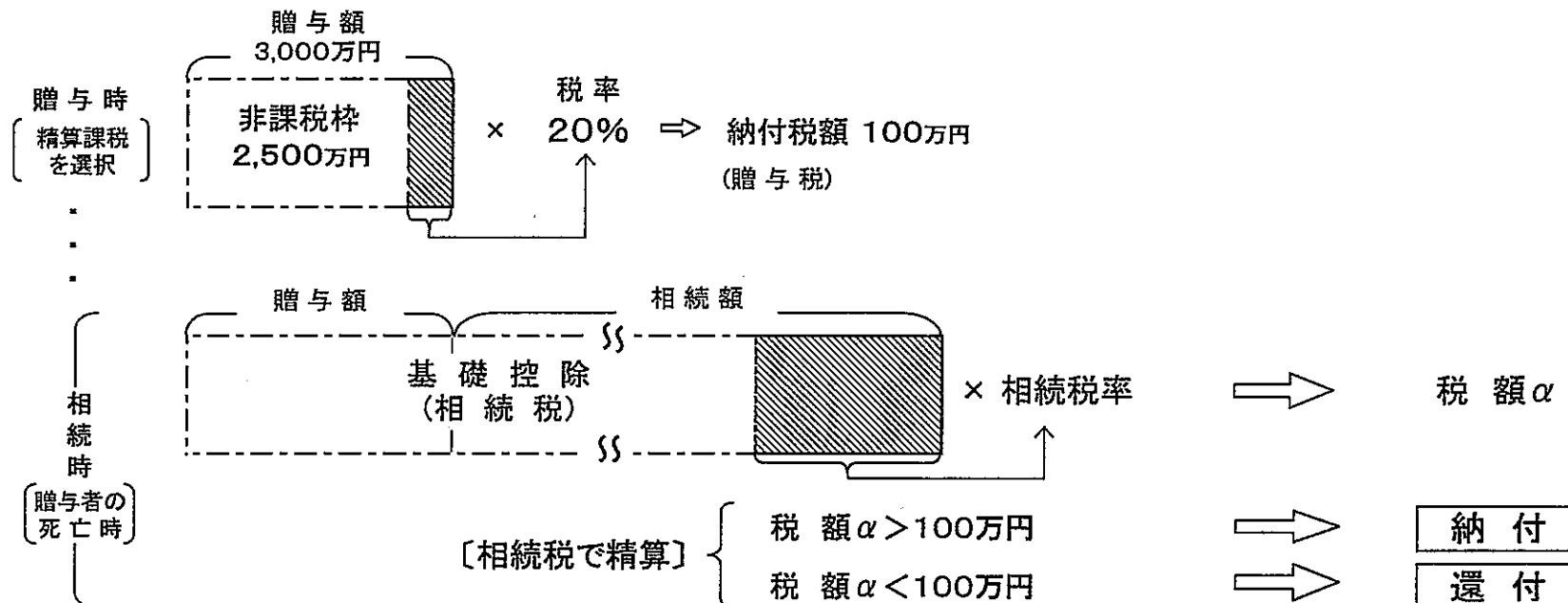
(1) 贈与時

- ・ 2,500万円の非課税枠まで何回でも多年にわたって非課税での贈与を行うことができ、非課税枠を超えた贈与についても税率は一律20%。
- ・ 住宅取得等資金の贈与の場合には、贈与者の年齢要件(満65歳以上)が除外され、非課税枠が3,500万円(1,000万円上乘せ)までとなる(適用期限:平成19年末)。

(2) 相続時

- ・ 生前に贈与を受けた財産は、贈与時の時価で相続財産に合算した上で相続税額を計算。
- ・ 生前贈与において既に納付した贈与税額は相続税額から控除し、この納付した贈与税額が相続税額を上回る場合にはその上回る分を還付。

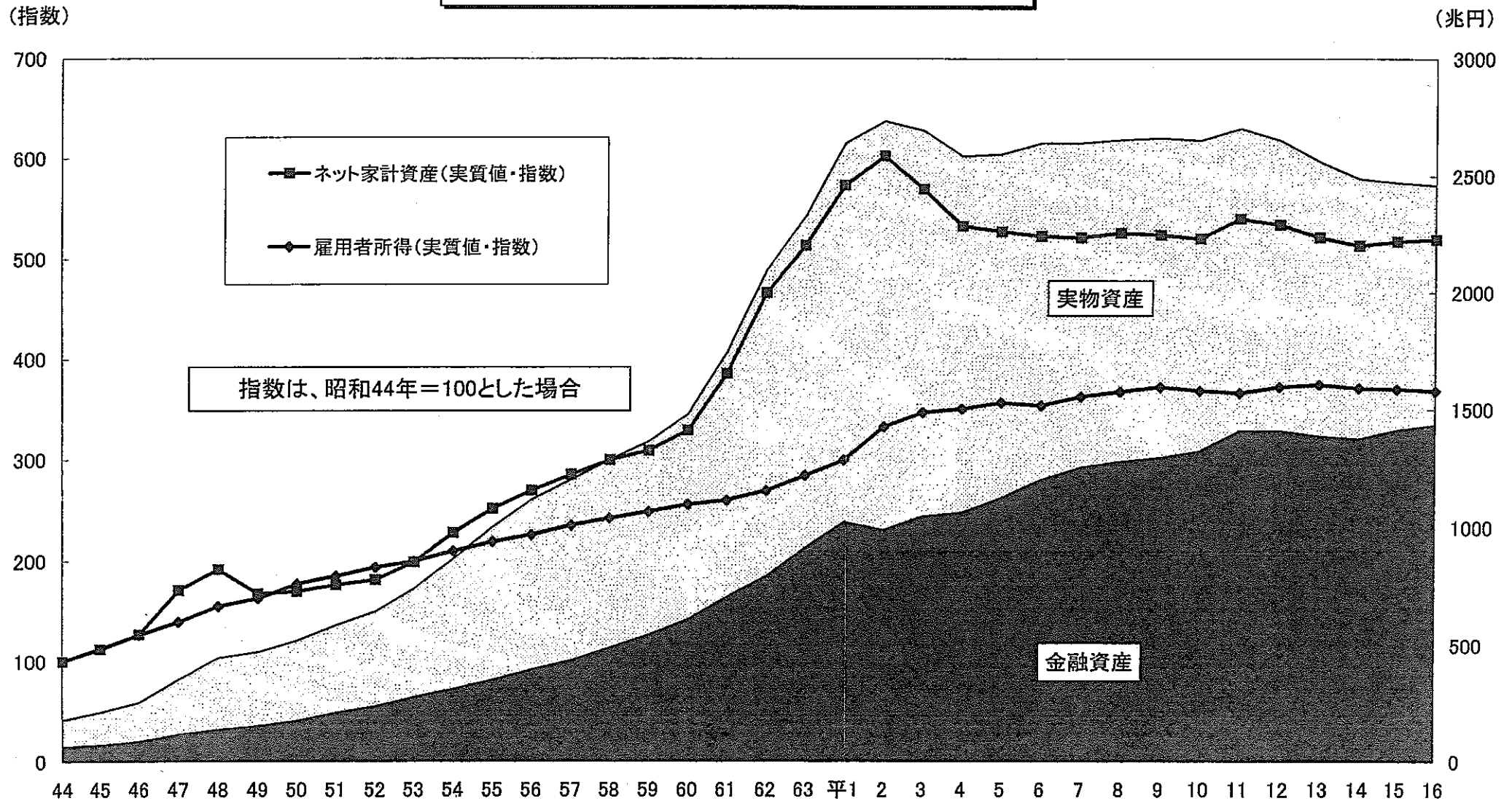
〔3,000万円の生前贈与を受けた場合〕



平成17年分贈与税における相続時精算課税制度の活用状況（見込み）

1. 相続時精算課税の適用者数（受贈者数）は8万2千人（贈与税申告人員全体の18.9％）で、平成15年の導入以降、毎年1.2兆円に上る生前贈与が本制度の活用により行われている。
（1人あたり平均受贈額は導入前の4.3倍・1,498万円。）
2. 住宅取得等資金に係る特例適用者は相続時精算課税適用者全体の1/3程度（金額、適用者数共）で、1人あたり平均受贈額は、導入前（5分5乗方式）の2.7倍・1,508万円。
→ 住宅取得促進にも寄与
3. 非上場株（同族会社株等）の1人あたり平均受贈額は、導入前（株式等）の21.2倍・4,973万円。
→ 円滑な事業承継を行うために活用されている

家計資産残高等の推移



(注)「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(資料)「国民経済計算年報」より作成(平2以降は93SNAに基づく計数であり、平元以前は68SNAに基づく計数である。)

世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産額(二人以上の世帯・全世帯)

(万円)

世帯主の 年齢階級	資産合計	金融資産	住宅 地産 資	住宅		耐久 消費財 等資産	耐久 消費財	その他 資産	年間 収入
				住宅	宅地				
平均	3,900	950	2,786	606	2,180	164	150	14	696
30歳未満	817	-8	679	253	426	146	144	2	469
30歳台	1,459	-212	1,514	559	955	158	156	2	597
40歳台	2,712	148	2,393	685	1,708	171	164	7	777
50歳台	4,160	1,020	2,955	630	2,325	186	170	16	878
60歳台	5,556	1,884	3,499	622	2,877	173	145	28	624
70歳以上	5,961	2,026	3,817	556	3,261	117	99	18	542

(備考) 1. 「金融資産」は、貯蓄現在高から負債現在高を差し引いたものである。なお、「貯蓄現在高」は郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計であり、「負債現在高」は郵便局、銀行、生命保険会社・住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高等の金融機関外からの借入金の合計である。

2. 耐久消費財等資産のうちの「その他資産」は、ゴルフ会員権等である。

3. 「年間収入」は税・社会保険料控除前であり、勤め先収入や事業・内職収入等の実収入のほか、預貯金引出等が含まれる。

(出典) 総務省「平成16年全国消費実態調査」